

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）
に係るパブリックコメント手続の実施について

1 案件名

「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ人権施策推進計画(素案)」
に係るパブリックコメント手続の実施について

2 公表する資料

- (1) 南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）についてパブリックコメント手続を実施する件（概要）
- (2) 南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）

3 内容の公表及び意見の提出期間

令和 6 年 2 月 1 日（木）～令和 6 年 2 月 2 0 日（火）

4 公表場所

市役所市民課、各区役所、各生涯学習センター、市民情報交流センター、
市ホームページ

5 意見の提出方法

- (1) 意見提出の様式は自由、住所・氏名・電話番号を明記
- (2) 提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

6 意見の提出及び問い合わせ先

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

市民課窓口サービス係（総合相談担当）

電話：0244-24-5297

FAX：0244-24-5347

電子メール：shimin@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）について パブリックコメント手続を実施する件（概要）

1 趣旨

電通による「LGBTQ＋2023」では、LGBTQの割合は人口の約9.7%とされており、性的マイノリティのカップルは、法律上の婚姻関係が認められない状況にあります。

このことから、本市では、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、パートナー関係にある性的マイノリティのお二人をカップルとして認め、社会生活上の生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添い、パートナー関係にあることを宣誓できる環境を整え、パートナーであることを証明するため、「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入したいことから、当該制度（素案）についてパブリックコメント手続を実施する。

2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した同性カップルや事実婚の異性カップルの二人がパートナーシップの関係にあることを市に宣し、宣誓したことを市が証明するもの。また、二人の子ども（養子）や親（養親）も併せて宣誓することができる。

この制度では、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じることはない。

3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を申請できる方

- ・双方が成年に達していること（18歳以上）
- ・南相馬市に住民票がある方（少なくとも一方が市内に住民票があること）
（原発事故により南相馬市に避難している方も対象）
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと
- ・ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、対象とする子や親の同意が得られていること。（子はパートナーの少なくとも一方と生計同一であること）

4 施行期日

令和6年5月13日から施行する。

5 地方公共団体におけるパートナーシップに関する制度の状況

(1) 全国の導入自治体数：328自治体（2023年6月時点）

※この内ファミリーシップも導入している自治体数：75自治体

ファミリーシップで親や近親者も対象としている自治体数：34自治体

(2) 福島県内の導入自治体数：1自治体（伊達市が令和6年1月より導入）

6 今後の主なスケジュール

No.	日 程	内 容
1	令和6年1月9日（火）～11日（木）	1月定例企画調整会議
2	1月17日（水）・18日（木）	1月定例庁議
3	1月29日（月）	臨時庁議
4	2月1日（木）～20日（火）	パブリックコメント手続
5	2月上旬～中旬	地域協議会（小高区・鹿島区・原町区）
6	3月中旬	3月臨時企画調整会議
7	3月下旬	3月臨時庁議
8	3月下旬	法規審査会
9	5月	制度施行

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

(素案)

南相馬市

1 制度の名称

「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」

2 制度の概要

- 「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、パートナーシップ関係にある性的少数者等の社会生活上の生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方により添うことを目的とする。
- 本制度は、同性パートナーに限定しない制度であり、性別等にかかわらず、LGBTQ等パートナーの二人や現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの二人も利用できるものとする。
- パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができるものとする。
- パートナーの二人が、パートナーシップまたはファミリーシップにあることを宣誓した宣誓書を提出し、市長は、受領証明書及び証明カードを交付する。
- 法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではない。

3 用語の定義(要綱で規定)

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に扶助し合うことを約した2人の関係をいう。

(2) ファミリーシップ

パートナーシップの関係にある者が、一方又は双方の子(実子又は養子をいう。)又は当該パートナーシップにある者の親(養親を含む。)との家族としての関係をいう。

(3) 宣誓

パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあることを市長に対して誓うことをいう。

4 制度の対象者の要件

(1) パートナーシップ宣誓制度

- ① 双方が成年に達していること
- ② いずれか一方が、市内に住所を有している又は本市への転入を予定していること
- ③ 配偶者がいないこと

- ④ 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤ 民法で定められている近親者でないこと
- (2) ファミリーシップ宣誓制度
上記パートナーシップ宣誓制度の要件を満たすパートナーシップにある者の子及び親で同意が得られていること。子はパートナーの少なくとも一方と生計が同一であること。

5 手続きに必要な書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(市が定める様式)
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書(市が定める様式)
- (3) 住民票の写し(市内への転入を予定している場合は、転出証明書の写し)
- (4) 戸籍抄本(当事者が外国籍の場合は、外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文)
- (5) ファミリーシップ宣誓をする場合には、対象者との関係を確認できる書類
- (6) ファミリーシップ宣誓をする子にあっては、双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類
- (7) 通称名を使用する場合は、当該通称名を日常的に使用していることが確認できる書類
- (8) 本人確認書類(提示)
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真付き証明書等

6 市が交付する書類等

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ証明カード
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード

7 市が交付する書類等の記載事項

- (1) 双方の氏名又は通称名
- (2) 双方の生年月日
- (3) 子・親の氏名
- (4) 子・親の生年月日
- (5) その他(交付番号、交付年月日、宣誓年月日、市長名)

8 市が交付する書類等の再交付の手続き

紛失、毀損等により受領証又は証明カード(以下「受領証等」という。)の再交付を必要とするときは、再交付申請書により、再交付を申請することができる。

9 市が交付する証明書又は証明カードの返還

以下の場合、返還届に受領証等を添えて返還しなければならない。

- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき
- (2) パートナーが死亡したとき
- (3) 双方がともに市外へ転出したとき
- (4) 受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき
- (5) 宣誓書又は確認書の内容に虚偽があったとき

10 市が交付する書類等の記載事項の変更手続き

以下に該当する場合は、変更の要件を証する書類を添えて内容変更届を提出するものとする。市は変更後の証明書等を交付する。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき
- (2) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき
- (3) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき
- (4) 新たにファミリーシップ対象者を追加するとき

11 手続きの流れ

- (1) 事前予約
 - ・電話で、宣誓日時の予約
 - ・宣誓する日時を調整して決定
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓
 - ・受付場所に宣誓を行うパートナーの二人で来所
 - ・受付場所で必要書類を添えて、所定の様式にパートナーの二人で自署
 - ・自署できない方は、別途対応
- (3) 受領証等の交付

宣誓日からおおむね5日程度(土日、祝日、年末年始を除く)で交付